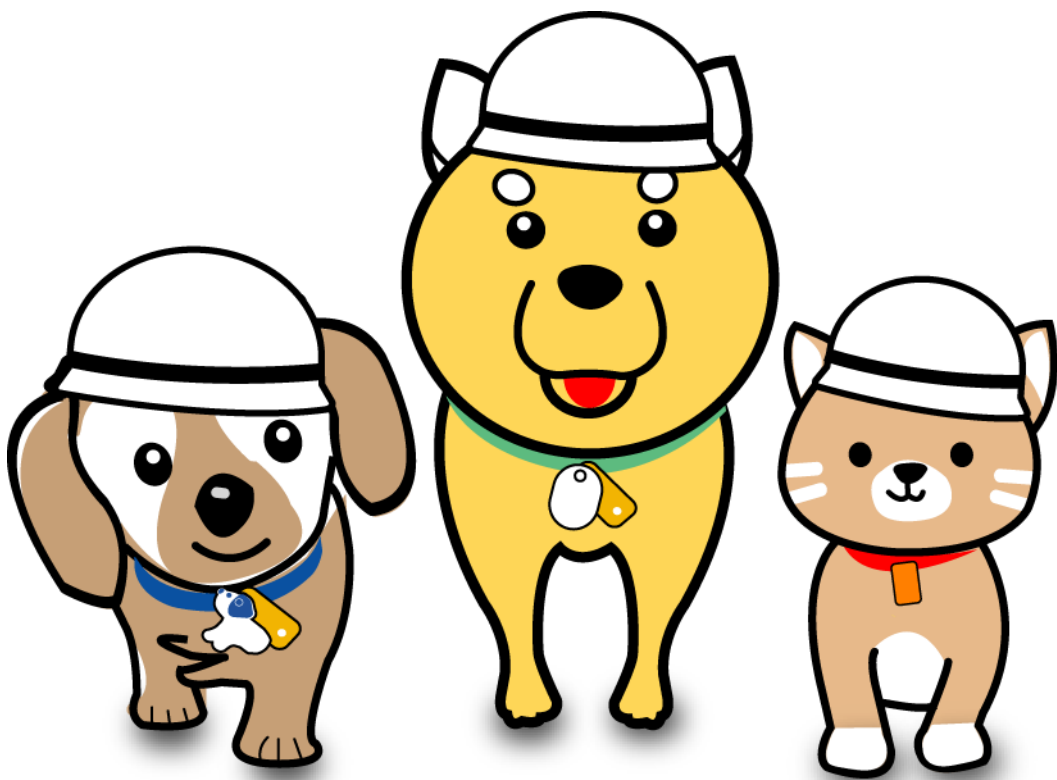


令和5年4月
改訂版

避難所でのペットの受け入れについて 〈ガイドライン〉



茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会

1	はじめに	2
2	ペット避難の基本的な考え	3
3	避難所生活におけるペットの存在	3
4	茅ヶ崎市・寒川町のペット避難の基本的な考え方	4
	(1) ペットの受け入れについて	4
	(2) ペットの受け入れ場所の検討	4
	(3) 受け入れ可能なペット	5
	(4) ペット収容の際に気を付けること	5
	(5) 避難所での備え	6
5	飼い主の備え	7
	(1) 日頃からの備蓄	7
	(2) 身元表示	7
	(3) 健康管理	8
6	災害時のペットの受け入れ	9
	(1) 受け入れ場所の開放	10
	(2) 受付、身元表示	10
	(3) ペットの収容	10
	(4) 飼い主の会発足	10
	(5) 飼育ルールの作成	11
	(6) ペットの飼育管理（当番）	12
	(7) 情報の掲示	13
7	動物救護活動	14
	(1) 神奈川県災害時動物救護活動	14
	(2) 茅ヶ崎寒川獣医師会との協定	14
8	別添資料	



1 はじめに

災害発生後、火災や倒壊によって自宅が被害を受けて避難所生活を余儀なくされた時、多くの被災者は恐怖や不安から平常心を失っています。このような状況下で、避難所におけるペットの受け入れには、様々な問題が生じることが想定されます。また、被災者のみならずペットにとっても、見知らぬ集団の中、限られたスペースでの生活はストレスの原因となり、異常行動を取ったり、病気になったりすることもあります。しかし、単純にペットの受け入れを拒否した場合、ペットの飼い主はどこに避難したらよいのでしょうか。また、飼い主がペットを放置して見殺しにしたり、ペットを解き放すことにより第三者に危害を加わるなど新たな問題が発生する恐れもあります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの方が避難生活を余儀なくされました。ペットについても、飼い主とはぐれ、放浪し、野犬化し、住民へ危害をもたらしたり、不妊去勢処置がなされないまま放浪した犬や猫が繁殖するなど様々な問題が起きました。また、飼い主とペットがともに避難所へ避難した場合でも、ペットの収容場所や、動物が苦手な方への配慮など、ペットの取扱いについて、多くの問題が発生しました。

これを受けて、環境省では平成25年6月に『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』、平成30年4月に『人とペットの災害対策ガイドライン』、同年9月に『災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン』を作成し、その中で、放浪したペットによる人身危害や、在来の生態系や野生生物への影響、ペットの繁殖等を防ぐために、飼い主の安全確保を前提としたうえで、ペットと飼い主と一緒に避難所に避難する「同行避難」について明記され、周知が進められています。

「茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会※」では、これに先立ち、避難所におけるペット問題の発生を抑え、ペットの受け入れを円滑に行えるよう「避難所でのペットの受け入れについて」の〈ガイドライン〉を平成18年10月に、〈ハンドブック〉を令和元年10月に作成し、令和2年4月に風水害の対応を踏まえ、〈ガイドライン〉を改訂し、周知に努めてまいりました。「ペットの受け入れ」の参考にしていただければ幸いです。

※「茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会」

茅ヶ崎寒川獣医師会、茅ヶ崎市保健所、寒川町役場、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県動物愛護センターで構成されており、動物に関する様々な問題に取り組んでいます。

【事務局】 茅ヶ崎市保健所 衛生課 0467-38-3317

2 ペット避難の基本的な考え

同行避難…ペットと飼い主と一緒に避難所へ避難すること

国や県では同行避難を推奨しており、茅ヶ崎市、寒川町でも同様にこの考え方を推奨しています。同行避難は、ペットが飼い主と一緒に避難所へ避難することであり、ペットと飼い主が避難所で同居することを意味するものではありません。

避難所には多くの人が集まり、飼い主の方にはもちろんペットにとってもストレスの多い環境となります。自宅が安全でペットの世話ができる場合や、親族や友人知人等にペットを預けられる場合には、安全な場所でペットを飼育し、飼い主の方だけ避難所に避難をしましょう。

3 避難所生活におけるペットの存在

通常とは異なる環境の中で、人はストレスを強く感じ、普段は何でもないと思うことが気になったり、思わぬところに不満を発散させたりします。そんな時、ペットの存在が癒しの存在になるか、不満の対象になるかは、避難所の管理運営の方法によるところが大きいと思われます。平常時より対策をし、いざという時にスムーズにペットの同行避難ができるよう、準備をしましょう。

<ペット受け入れのプラス面>

- 動物の存在が災害という強いストレスを緩和し、情緒が安定する
- 動物を介して見知らぬ人とのコミュニケーションが取れる
- 動物の世話をすることで日常のリズムを取り戻す

<ペット受け入れのマイナス面>

- ふん尿などによる悪臭
- 無駄ぼえなどによる騒音
- 毛の飛散などによるアレルギーの問題
- 動物から人に感染する病気の問題
- 動物に咬まれて、けがをする危険性



4 茅ヶ崎市・寒川町のペット避難の基本的な考え方

実際に災害が発生したとき、避難所でペットの受け入れができるのかについては災害の種類、被害の大きさ、被災者の数等により異なりますが、茅ヶ崎市・寒川町の避難所運営マニュアルではあらかじめ次のように定められています。

避難所運営マニュアルは、市町のホームページで確認できます。発災時に混乱しないよう、あらかじめペットの受け入れ体制を確認しておきましょう。

なお、民間施設を利用した避難所については、ペットの受け入れができない場合もあります。また、避難所でのペットの飼育管理は、避難してきた飼い主の責任で行うことが原則となります。

(1) ペットの受け入れについて

犬・猫等のペットは、鳴き声・臭い・アレルギー等の問題から、居住スペースには入れないようにする。

(避難所運営マニュアル 茅ヶ崎市 P.18、寒川町 P.15 (地震編)、P.34 (風水害編))

(2) ペットの受け入れ場所の検討

受け入れ場所は各避難所判断。

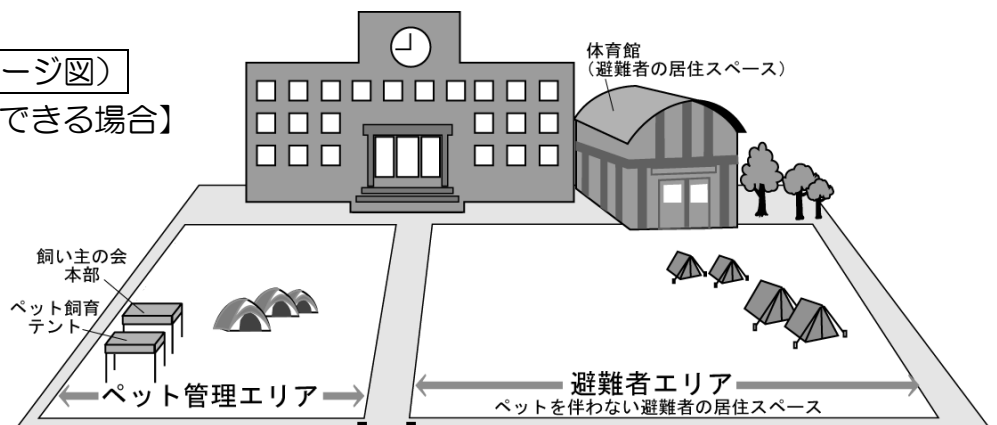
(避難所運営マニュアル 茅ヶ崎市 P.10、寒川町 P.27 (地震編・風水害で共通))

飼育場所を設置する時には、次のようなことに注意すると良いでしょう。

- ① ふん尿などの臭いや、鳴き声などの騒音が避難者の生活スペースに届かないよう、避難者が生活する場所とペットの飼育場所を分ける。
- ② ペットの受け入れ場所は、避難者の動線と交わらない場所にする。
- ③ 風水害を想定し、可能な限り、風雨を避けられる場所にし、屋内の飼育場所も検討しておく。(例：外廊下、車寄せ、駐輪場等)
- ④ 屋外に設置する場合は、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所にする。

設置例 (イメージ図)

【屋外で飼育できる場合】



※ペットの飼育場所を検討する際の参考としてください。

(3) 受け入れ可能なペット

避難所で受け入れ可能なペットは、主に家庭動物等*のうち、犬、猫などの愛玩動物やハムスター、うさぎなどのげっ歯類、インコ等、小型の哺乳類と鳥類等です。

危険を及ぼす恐れのある動物や特別な管理が必要となる動物、特定動物として飼育許可が必要な動物、特定外来生物に指定された動物については、避難所での受け入れは困難です。そのため、あらかじめ飼い主が災害時の受け入れ先を決めておきましょう。

* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号
最終改正：平成 25 年 8 月 30 日環境省告示第 82 号）

第 2 定義

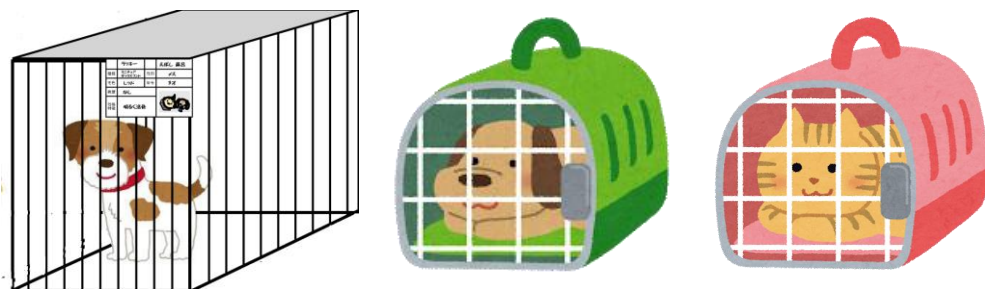
この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

(4) ペット収容の際に気を付けること

飼育場所では次の点に考慮して、ペットを収容しましょう。

- ① ペットは、ケージやキャリーケースに入れておく。
ペットの逸走やほかの避難者とのトラブルを防止するためにも、散歩時以外は、犬や猫はケージ等に入れておく。



- ② ケージに入らないペットは、係留する。
大型犬など、ケージ等に入らないペットはリードにつないで係留する。
鉄棒などの遊具を利用し、係留するとよい。



③ ペットの種類・大きさ・性質によって飼育場所を分ける。
ペットの種類ごとにまとめて収容し、ペットの種類が変わる場所に段ボール等で仕切りを作ったり、ケージ等に段ボールや布をかぶせると良い。

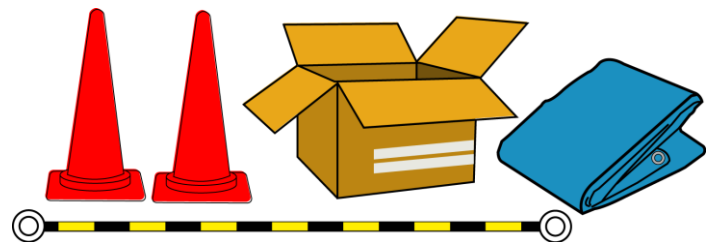
④ ペットの状態によって飼育場所を分ける。
感染症や寄生虫症（ノミ、ダニ等）に罹っている動物や、犬猫で発情している場合は飼育場所を分ける。また、ケージ等の中で生活できない等しつけができていないペットは、鳴きつづけたり暴れたりする可能性があり、避難者や他のペットの迷惑になるため、飼育場所を分ける。

（5）避難所での備え

避難所では、ペットの飼育場所を設営するうえで必要なものを確保しておきます。次のようなものがあると便利です。

＜飼育場所設営資材一例＞

- テント
- ブルーシート
- 段ボール
- 三角コーン
- 板（大きなベニヤ板など）
- ひも
- 土のう



5 飼い主の備え

避難所におけるペットの飼育管理は、飼い主の責任で行うことが原則です。避難所でペットを収容するためのケージ・キャリーケースやリードは飼い主自身が用意をします。いざという時にスムーズにケージ等に入れるよう、日頃から慣らしておくことも大切です。

また、ペットの防災対策、災害発生時の心得について記された「ペット防災手帳（別添②）」を準備しておくことで災害時のペットの受け入れがスムーズに行えます。こちらについては、市町のホームページで確認ができます。

(1) 日頃からの備蓄

避難所にはペット用の備蓄はなく、ペットフードなどの救援物資は、発災後しばらく経過しないと届きません。事前に準備をするようにしましょう。避難所ではペットはケージ等での管理が基本となります。ケージ等がないと受け入れができない可能性がありますので、必ず備蓄するようにしましょう。

<常備品一例>

- ペットフード 7日分
- 飲料水 7日分
- 食器
- ケージ、キャリーバッグ
- 首輪、リード
- 常用薬
- 愛犬手帳（犬の場合）
- ペット防災手帳
- 飼い主とペットの写真
- ペットシーツ等トイレ用品



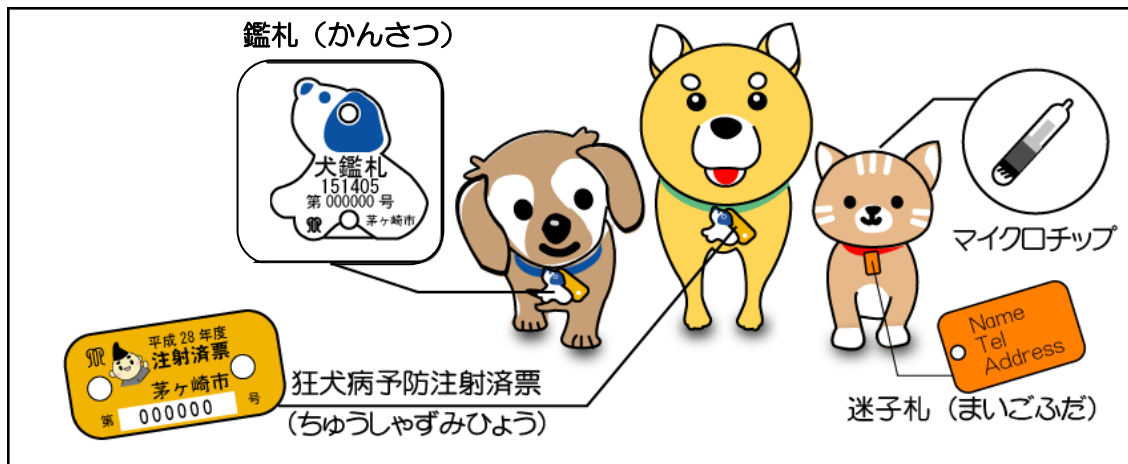
またこれ以外にもタオルやブラシ、ウェットタオル、清掃用具、消臭剤、おもちゃ、ガムテープやマジック等もあると良いでしょう。

(2) 身元表示

災害時にペットと離ればなれになってしまったためのために、ペットには個体識別できる名札等¹⁾を必ず着けましょう。迷子札や名札などで身元表示をするとともに、半永久的に識別可能で確実な身元証明としてマイクロチップを入れておくとよいでしょう。

なお、※1犬の場合は狂犬病予防法²⁾で市町への犬の登録及び鑑札の装着が義務付けられています。必ず装着しましょう。

※1マイクロチップを装着し、環境省指定登録機関のWebサイトである「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録した一部の犬については、鑑札の装着は不要となります。



(3) 健康管理

各種ワクチンの接種やノミなどの外部寄生虫および回虫などの内部寄生虫の駆除を普段からしておきましょう。望まない妊娠を防ぐため、不妊去勢手術をしておくことも大切です。

なお、犬の場合は狂犬病予防法で狂犬病の予防注射を年1回受けさせること、注射済票の装着が義務付けられています。必ず装着しましょう。

1) 個体識別できる名札等

個体識別には首輪につけるもののほか、マイクロチップを挿入したペットも増えてきました。

マイクロチップ装着は、動物愛護管理法の改正に伴い、ペットショップ等の犬猫販売業者が令和4年6月1日以降に取得した犬または猫を販売する場合、個体識別のためのマイクロチップの装着と環境省指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）への登録が義務付けられました。マイクロチップを読み込むには特殊なリーダーが必要ですが、現在のところ茅ヶ崎寒川獣医師会、茅ヶ崎市、寒川町、県動物愛護センターが所有しています。

2) 狂犬病予防法とは

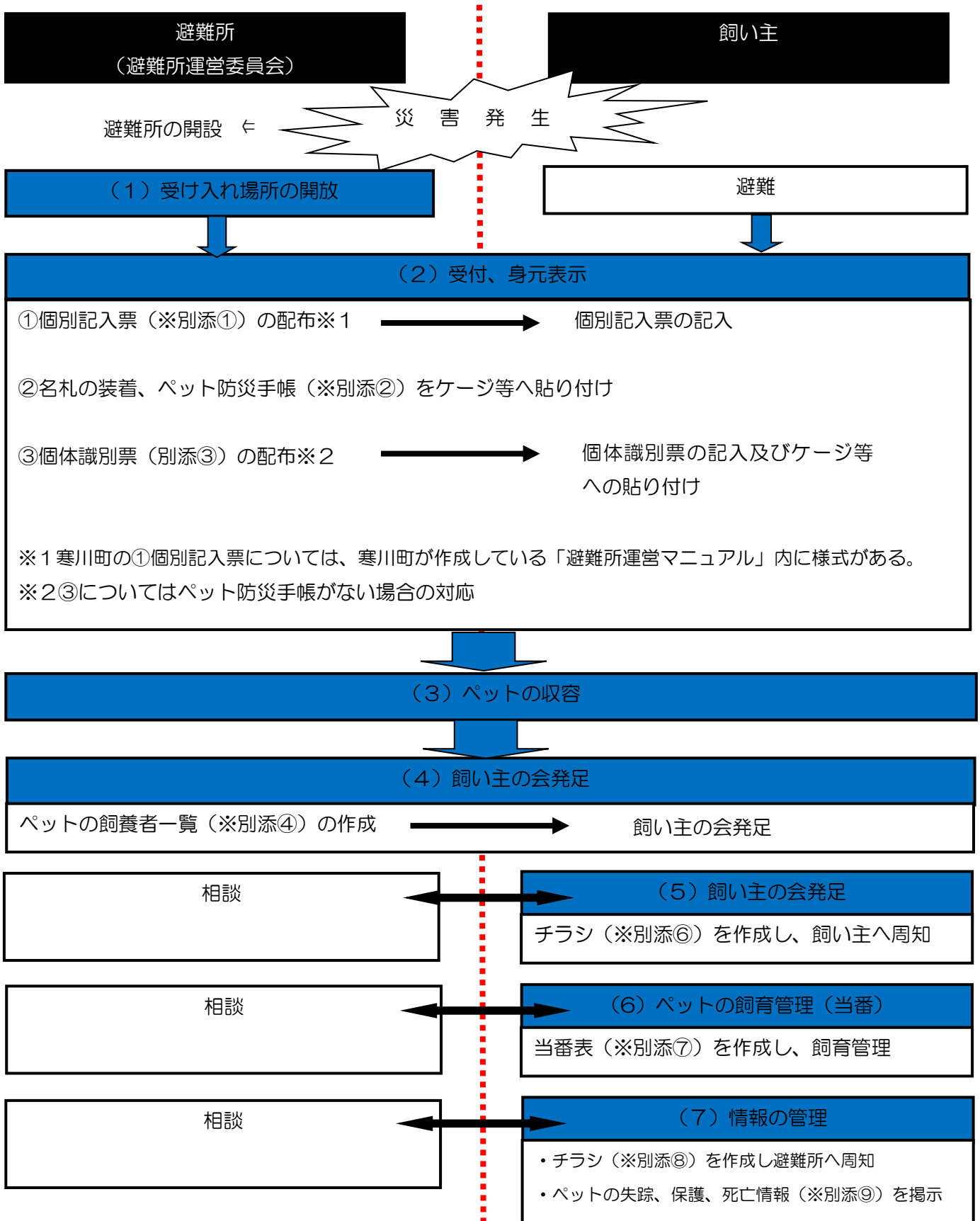
狂犬病は、人はもちろんあらゆる恒温動物（鳥類を含む）に感染し、一旦発症すると治療がないため、100%死に至る怖い病気です。日本では昭和32年以降発生がありませんが、世界では発生のない国はごくわずかです。日本を取り巻くアジア各国も狂犬病に汚染されており、日本は危機に直面しています。狂犬病予防法は狂犬病の発生と蔓延を予防する目的で昭和25年に制定され、特に※2犬に関しては登録と狂犬病予防注射の実施及び鑑札と注射済票を犬に装着することが義務付けられています。

※2マイクロチップを装着し、環境省指定登録機関のWebサイトである「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録した一部の犬については、鑑札の装着は不要となります。

6 災害時のペットの受け入れ

・災害時のペット受け入れフロー

※各項目の詳しい説明は次ページ以降にあります。



(1) 受け入れ場所の開放

実際に災害が起きた時には、その時々で状況が変わってくるのが予想されます。災害の種類、被害の大きさ、被災者の数等を踏まえて、ペットの受け入れができるか、想定していた飼育場所で問題がないか、再度検討し、開放する必要があります。

(2) 受付、身元表示

① 個別記入票の配布・記入

避難者の受付と同様に、ペットについても受付を行います。この時、トラブル防止のため、可能であれば、ペット同行避難者専用の受付を用意するようにしましょう。受付では必ず、飼い主に『個別記入票』（※別添①）を記入してもらい、ペットの情報を把握できるようにしましょう。

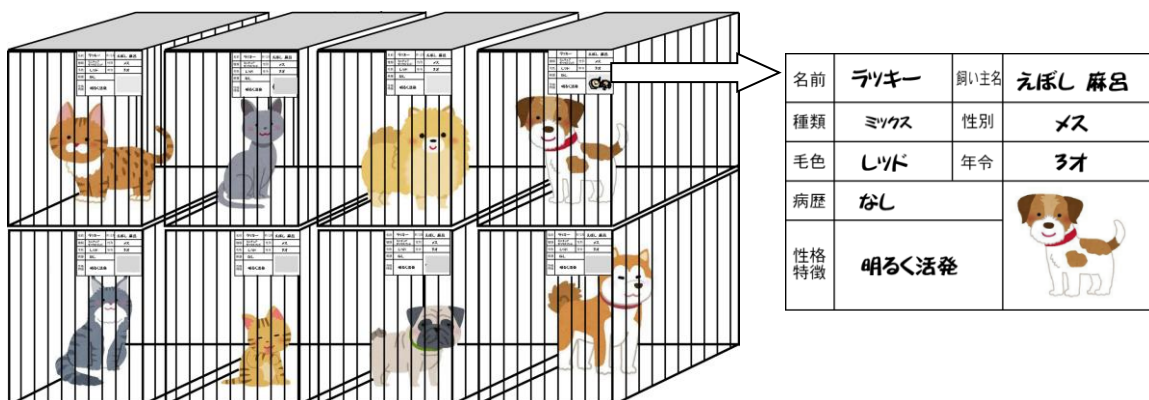
② 名札の装着、ペット防災手帳（個体識別票）の貼り付け

名札は、布きれなどを使い、首輪をしている場合には、首輪に結びつけます。名札が着けられない場合は、ケージ等に名札をつけてケージ等から出さないようにしましょう。避難生活中は飼い主以外の方がペットを管理する可能性があります。

飼い主やペットの情報が記された『ペット防災手帳』（※別添②）をケージ等に貼るよう声かけしましょう。ペット防災手帳がない場合は、個体識別票（※別添③）を配付しましょう。

(3) ペットの収容

獣医師、もしくはペットに詳しい者がペットの状態を確認し、指定されたペット飼育場所にペットを収容します。この時、(2)の身元表示がきちんとできているか、再度確認をしましょう。



(4) 飼い主の会発足

円滑な避難所運営、トラブル発生時の迅速な対応のため、受付で記入した個別記入票をもとに『ペット飼育者一覧表』（※別添④）を作成します。避難所でのペットの飼育管理は、避難してきた飼い主の責任で行います。

飼い主にボランティアを加えた飼い主の会を発足させ、その後のペットとの避難生活がスムーズに進むようにしましょう。また、避難所の本部（避難所運営委員会）とやり取りをするために、飼い主の会の代表者も決めておくといよいでしょう。

（５）飼育ルールの作成

避難所には多くの方が避難してきます。ほかの避難者に迷惑を掛けないようにすること、避難所の衛生管理をすることが重要な課題となります。そこで、飼い主の会が中心となって、一部の人の負担にならないよう、効率的な運営ができるように飼育ルールを作成します。なお、ルール決定の際には必ず避難所の本部（避難所運営委員会）と調整のうえ決定しましょう。

１）飼育ルール作成方法

飼育ルールを検討する際には、飼育内容に応じて班分けをし、班ごとにルールを検討するとよいでしょう。

・飼育ルール検討班分け例

班名	検討内容
① 給餌班	工サの調達・管理、食事管理、健康管理等
② 清掃班	飼育場所の清掃・消毒、排泄物の処理、抜け毛の対策、排泄物による健康管理等
③ 運動班	運動（散歩）の代行、適切な運動量の決定等
④ 管理情報班	避難所運営の本部（避難所運営委員会）との連絡係、保護失踪情報の掲示、避難所内のトラブルの解決等

２）飼育ルール作成時参考資料

ルールを検討する際には、次の点に留意して検討しましょう。『飼育ルール作成シート』（※別添⑤）を用いて話し合いをするとよいでしょう。



・飼育ルール作成時留意点

共同生活

- ① 飼い主は人優先の原則を守り、ペットを飼っていない人やペットが苦手な人へ配慮をしましょう。
- ② 飼い主は責任を持ってペットを管理しましょう。
- ③ ペットは避難所本部から指定された場所以外での飼育をしないようにしましょう。
- ④ ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。

避難所内の衛生

- ⑤ 飼育場所・施設は、清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
- ⑥ 飼い主は抜け毛の対策を講じましょう。
- ⑦ ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。フンはゴミ袋に入れ、燃えるゴミで捨てましょう。
- ⑧ 食べ残しの餌はすぐに片付けましょう。

動物の安全・健康管理

- ⑨ 犬・猫等は定期的に運動させましょう。その際には必ずリードをつけ、ペットを放すことは絶対に止めましょう。
- ⑩ 逸走防止のため、ケージを開ける際には、必ず戸締りがされている場所で開けましょう。
- ⑪ リードをつける際には、逸走防止のため、首輪とリードを二個ずつつけると良いでしょう。
- ⑫ 予防接種していない動物はケージで飼育するなど、他人と接触しないように配慮しましょう。
- ⑬ ペットの体調に注意し、ストレスを軽くする工夫をしましょう。

3) 飼育ルールの周知徹底

決定した飼育ルールは、『チラシ（飼い主啓発用）』（※別添⑥）等を用意し、ペットの飼い主へ周知徹底を図りましょう。

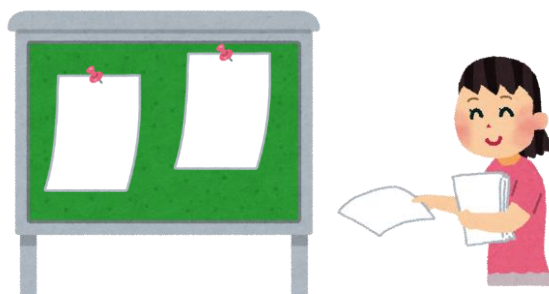
(6) ペットの飼育管理（当番）

(5) で決定した飼育ルールを守り、ペットの飼育を行います。避難生活ではペットの飼い主もストレスを多く感じています。自分のペットの世話だけをするのではなく、『当番表』（※別添⑦）を作成して、ペットの飼い主全員でペットの面倒をみるよう協力しましょう。

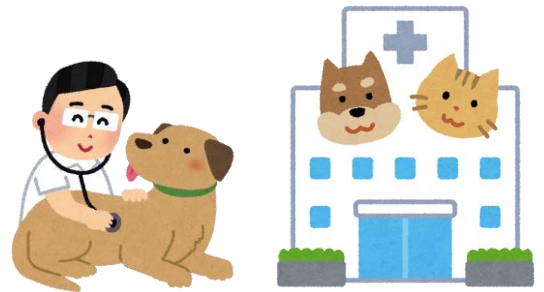
(7) 情報の掲示

避難所でのペットの飼育状況について、ペットの飼い主だけでなく、避難者全員に情報提供を行いましょ。ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくほか、トラブル防止のため、動物に安易に近づいたり触れたりすることのないよう、『チラシ（避難所周知用）』（※別添⑧）を作成し、掲示板での張り紙や回覧板などで啓発するとよいでしょう。また、ペットの失踪や飼い主不明のペットの保護情報などについても、『ペットの失踪・保護・死亡情報』（※別添⑨）に情報をまとめ、避難所本部への連絡のほか、掲示板等に掲示をして、情報提供しましょ。

なお、所有者不明のものは、避難所の本部（避難所運営委員会）、県の仮設動物救護センターにも連絡をしておきます。



7 動物救護活動



(1) 神奈川県内の災害時動物救護活動

神奈川県の『神奈川県災害時動物救護対策実施要綱(H31.3.29 施行)』では、救護活動について災害規模に応じ、次のとおり設置することとしています。

【神奈川県動物救護本部】

- ① 関係機関等との連絡調整
- ② 医薬品、物資等の調達
- ③ 災害対策ボランティアの派遣
- ④ その他動物救護活動に必要な事務

【動物救護センター】(神奈川県、茅ヶ崎市)

- ① 所有者不明の被災動物の保護、保管
- ② 所有者不明の被災動物の所有者への返還及び譲渡
- ③ 負傷した被災動物の保護、治療及び保管
- ④ 飼養することが困難な被災動物の一時保管
- ⑤ 飼養者が管理する被災動物に対する必要物資の支援
- ⑥ その他動物救護活動に必要な事務

【臨時救護施設】

(県獣医師会会員診療施設)

公益社団法人神奈川県獣医師会
動物救護活動対策ガイドライン
に基づいて活動

(2) 茅ヶ崎寒川獣医師会との協定

茅ヶ崎市および寒川町では、市内で大規模災害が発生した場合、被災した犬猫その他小動物の収容や治療等の救護活動を図るため、茅ヶ崎寒川獣医師会と『災害時における動物救護活動に関する協定』を締結し、次のとおり定めています。

対象とする動物	被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物
活動内容	<p><発災時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象動物の収容、保管、治療、管理及び死亡の確認 ・被災による所有者不明動物に関する情報提供 ・災害時避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言 ・災害時避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導 ・その他、必要な動物救護活動 <p><平常時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物救護活動に必要な物資等の備蓄及び保管
期 間	原則として、神奈川県による動物救護センターが設置されるまで

例) 個別記入票

別添①


(犬用) 整理番号		受入日		退出日	
飼い持ち込み 保護 傷病 その他					
氏名		連絡先			
住所					
呼び名		鑑札番号		注射票番号	
種類			性別	オス	メス 避妊・去勢済
体格	大 中 小 (体重)	毛色		年令	
予防注射歴		首輪	有 (色) 無		
病歴					
性格 特徴	マイクロチップ番号 ()				

(猫用) 整理番号		受入日		退出日	
飼い持ち込み 保護 傷病 その他					
氏名		連絡先			
住所					
呼び名		特徴			
種類			性別	オス	メス 避妊・去勢済
体格	大 中 小 (体重)	毛色		年令	
予防注射歴		首輪	有 (色) 無		
病歴					
性格	マイクロチップ番号 ()				

(その他の動物) 整理番号		受入日		退出日	
飼い持ち込み 保護 傷病 その他					
種類					
氏名		連絡先			
住所					
呼び名		特徴			
性別	オス	メス	避妊・去勢済		
体格	大 中 小 (体重)	毛色		年令	
病歴					
性格	マイクロチップ番号 ()				

例) ペット防災手帳

飼い主情報		
氏名		
住所		
連絡先	携帯	自宅

ペットの補足情報			
病歴や治療中の病気等			
必要な薬			
食事・回数	特別食の有無	有・無	
かかりつけの動物病院			

いなくなった時の連絡先	
茅ヶ崎市保健所衛生課	0467-38-3317
寒川町役場環境課	0467-74-1111
神奈川県動物愛護センター	0463-58-3411
茅ヶ崎警察署	0467-82-0110

ペット防災手帳

ペットの写真を貼りましょう

災害時等に役立ちます
全身の特徴がわかりやすい
写真を貼りましょう

ペット情報			
ペットのお名前			
種類		体重	kg
生年月日		体の色(毛色)	
性別	オス・メス	不妊去勢	有・無
性格・特徴			
マイクロチップ番号 又は鑑札番号(犬)	MC	鑑札	

ペットの防災対策

災害時に備えて、日頃からペットの防災対策を進めましょう。

①身元表示する
鑑札やマイクロチップ、迷子札を着用しましょう

②備蓄する
常備品は飼い主が用意しておきましょう

- ペットフード7日分
- 飲料水7日分
- 常用薬
- ケージ、キャリーバック
- 使い慣れたトイレ砂(猫)
- タオル、ブラシ
-
-
-
- 食器
- 飼い主とペットの写真
- トイレ用品
- ペット手帳
- 洗濯ネット(猫)
- ビニール袋
-
-

③しつけをする
災害時、周囲に迷惑をかけないよう、基本的なしつけをしておきましょう。ケージにならしておくことも大切です。

④健康管理をする
日頃から、ワクチン等の接種やダニ・ノミの駆除を行い、体は清潔に保ちましょう。

⑤協力し合える仲間を作る
いざという時に協力し合えるよう、日頃から近隣コミュニケーションを図り、緊急時の一時預け先を確保しておきましょう。

災害発生時の心得

被災時、自宅等で滞在することに支障がない場合は、在宅避難(自宅にとどまること)も可能です。
自宅が被災してペットの飼育ができない場合は、最寄りの避難所にペットを連れて避難できます。
ただし、避難所は避難生活の場であり、ペット用品の備蓄はありません。また、動物を苦手とする方やアレルギーにより動物と一緒にいられない方もいます。
避難所のペット受入れ状況を事前に確認しておきましょう。

注射情報

(狂犬病等) 予防注射接種記録 年/月

年/月	年/月
年/月	年/月
年/月	年/月
年/月	年/月
年/月	年/月

ワクチン等接種記録 年/月

年/月 (種)	年/月 (種)
年/月 (種)	年/月 (種)
年/月 (種)	年/月 (種)
年/月 (種)	年/月 (種)
年/月 (種)	年/月 (種)

最寄りの避難所は

災害時は _____ に行きます

避難所の 行き方、 ペットの係留場所、係留方法
 避難中の飼育方法 を確認しました。

例) 個体識別票

番号：

呼び名		氏名	
種類		性別	
毛色		年令	
病歴			写真
性格 特徴	マイクロチップ番号： _____ 鑑札番号： _____ ※犬のみ		

番号：

呼び名		氏名	
種類		性別	
毛色		年令	
病歴			写真
性格 特徴	マイクロチップ番号： _____ 鑑札番号： _____ ※犬のみ		

例) ペット飼育者一覧表 (犬、猫、その他の動物)

別添④

避難所名：

番号	入所日	退所日	飼育者 (住所・氏名) 所有者不明 (保護場所)	動物の種類	呼び名	性別	体格	毛色	その他 (退所先等)
1						オス メス	大中小		
2						オス メス	大中小		
3						オス メス	大中小		
4						オス メス	大中小		
5						オス メス	大中小		
6						オス メス	大中小		
7						オス メス	大中小		
8						オス メス	大中小		
9						オス メス	大中小		
10						オス メス	大中小		



ペットの飼い主の方へ



避難所には動物の苦手な方もいます。あなたのペットが嫌われ者にならないよう、ルールを守り、周囲に迷惑をかけてしまうことのないよう注意しましょう。ペットによるトラブルはすべてあなたの責任になります。

- ペットは指定された場所につなぐか、ケージに入れて管理しましょう。
- ペットに名札等を必ず着けましょう。着けられない場合は、ケージに名札等をつけ、ペットはケージから出さないようにしましょう。
- ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。
- 飼い主のわからない動物がいたら、必ず、飼い主の会責任者または、避難所責任者に報告しましょう。
- ペットを運動させる時は、できるだけ屋外でさせ、必ずリードを着けましょう。どんなにおとなしくても放すことは絶対に止めましょう。
- ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。
- 飼育場所・施設は、清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
- 避難所生活が長引く場合は、親戚や知人、ペットホテルに預かってもらう等、ペットのストレス軽減を考えましょう。



_____ 避難所 飼い主の会

例) 当番表

別添⑦

(避難所) ペット飼育管理当番表 (月分)

日	曜日	給餌班	清掃班	運動班	管理情報班	班	班
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

避難所のみなさまへ

_____ 避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。

場所： _____

飼育場所の 位置図

ペットも日常とは違う環境にストレスや不安を感じています。飼い主以外の方がむやみに近づいたり、触れたりしないようにしてください。



●飼い主の方へ●

避難所は多くの方が生活している場です。周りの人に迷惑にならないように、ペットの飼育ルールをきちんと守りましょう。

ペットに関する相談については、飼い主の会代表者もしくは避難所責任者にご相談ください。

●飼い主以外の方へ●

ペットも人間と同じように被災し、避難をしています。飼い主の方が中心になってルールを決めて飼育していますので、ご配慮いただけますようお願いいたします。

お気づきの点やご要望がある場合、またペットの管理をお手伝いいただける方は、飼い主の会代表または避難所の本部（避難所運営委員会）にお知らせください。



飼い主の会代表者： _____

避難所運営委員会： _____

ペットの失踪・保護・死亡情報 ※該当するものに丸をつけてください

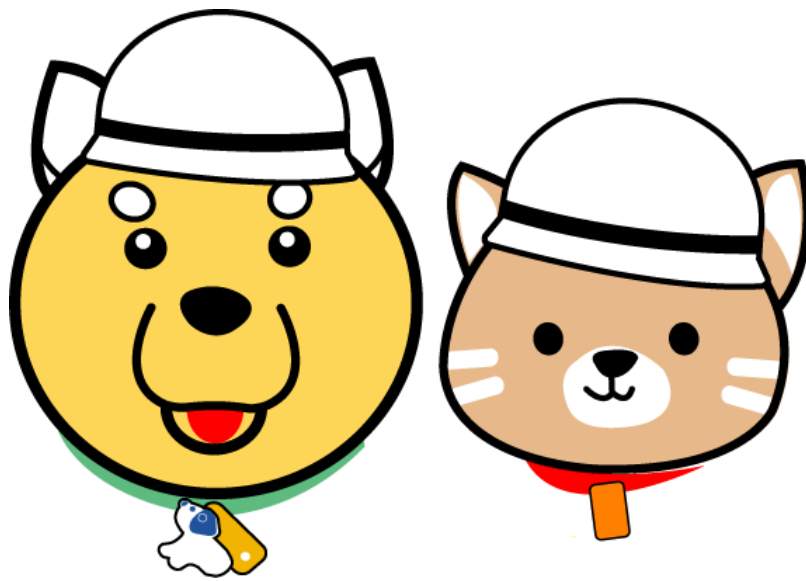
_____ 避難所 氏名：

掲示日	年 月 日 () : AM・PM
発生場所	
発生日時	年 月 日 () : AM・PM
連絡先	
動物の種類	犬 ()・猫 ()・その他の動物 ()
犬の番号	鑑札番号 注射済票番号
色	
性別	オス・メス 避妊・去勢済み
首輪	有 (色)・無
特徴	マイクロチップ番号 ()

ペットの失踪・保護・死亡情報 ※該当するものに丸をつけてください

_____ 避難所 氏名：

掲示日	年 月 日 () : AM・PM
発生場所	
発生日時	年 月 日 () : AM・PM
連絡先	
動物の種類	犬 ()・猫 ()・その他の動物 ()
犬の番号	鑑札番号 注射済票番号
色	
性別	オス・メス 避妊・去勢済み
首輪	有 (色)・無
特徴	マイクロチップ番号 ()



平成 18 年 10 月	制定
平成 26 年 3 月	一部改訂
平成 29 年 4 月	改訂
令和元年 6 月	一部改訂
令和 2 年 4 月	改訂
令和 5 年 4 月	改訂